

松本市教育委員会告示第28号

松本市あがたの森文化会館管理運営委員会設置要綱を次のように定める。

平成29年10月11日

松本市教育委員会

松本市あがたの森文化会館管理運営委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、松本市あがたの森文化会館（以下「文化会館」という。）について、重要文化財旧松本高等学校本館及び講堂保存活用計画（平成29年3月策定。以下「保存活用計画」という。）に基づき適切な管理運営を図るため、松本市あがたの森文化会館管理運営委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、教育委員会の求めに応じ、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 文化会館の管理運営に関すること。
- (2) 重要文化財旧松本高等学校の保存活用に関すること。
- (3) 保存活用計画の進行管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織等)

第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 旧制松本高等学校卒業生
- (2) 信州大学文理学部同窓会役員
- (3) 文化会館利用団体の代表者
- (4) 有識者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

(指導助言者)

第7条 委員会に、必要に応じ、指導助言者を置く。

- 2 指導助言者は、第 2 条に掲げる事項に対して指導及び助言を行う。
- 3 指導助言者は、関係機関等の職員のうちから、教育委員会が委嘱する。
(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。
(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 2 9 年 1 0 月 1 1 日から施行する。
(重要文化財旧松本高等学校保存活用計画策定委員会設置要綱の廃止)
- 2 重要文化財旧松本高等学校保存活用計画策定委員会設置要綱(平成 2 7 年教育委員会告示第 2 2 号)は、廃止する。